

**小規模修繕制度**

**制度活用・発展へ、多くの業者の登録を**

**学校事務センター**

**別は今後の比較を**

今回初めて内訳が判明した学校事務センターですが、これは市内8区を1〜2区ごとに分けて、学校での事務を一元化する等の目的で設置されたものです。この間、登録業者からは「学校から直接発注だった時期と比べ、事務センターになって件数が減った」という声も聞かれるようになりました。教育委員会は昨年まで「個別の状況の発表はできない」としていましたが、日本共産党の藤井とし子市議を通して改めて公表をお願いし、初めて内訳が判明しました。センターの発注状況はここでも安佐南・安佐北の割合が最も高い状況が分かりましたが、割

合としては安佐南地区で件数が24.7%、金額が16.2%、安佐北地区で件数が14.7%、金額で15.4%と、非常に低い割合となっています。さらに、中央地区（中区・南区）の発注件数割合が8.0%、西部地区（西区・佐伯区）は金額割合が7.7%など、制度が活用されていない状況も分かりました。今回の公表が初めて過去との比較ができませんが、教育委員会と事務センターには制度のさらなる活用増を申し入れるとともに、来年度以降も活用状況を注視する必要があると見られます。

**更新時期は登録業者が減少**

広島市小規模修繕契約希望者登録制度は、

**宣伝力一運行にご協力ください**

10月		11月	
17日（月）	佐東	26日（水）	可部北
18日（火）	川内	31日（月）	高陽
24日（月）	沼田	1日（火）	あさひ
25日（火）	可部亀山	2日（水）	北広島

※各支部で2巡の予定

市教委(学校・幼稚園)該当分 発注状況	登録者発注分		発注割合	
	件数	金額(千円)	件数比	金額比
内訳				
安佐南地区学校事務センター(安佐南)	69	5,572	24.7%	16.2%
安佐北地区学校事務センター(安佐北区)	32	3,870	14.7%	15.4%
中央地区事務センター(中区、南区)	19	3,133	8.0%	9.8%
東部地区学校事務センター(東区、安芸区)	19	2,942	8.5%	9.9%
西部地区学校事務センター(西区、佐伯区)	31	3,326	9.6%	7.7%
【事務センター計】	69	9,401	8.8%	9.0%

50万円以下の修繕工事を登録業者が行政から直接受注できる制度として、発注者・受注者共に喜ばれています。17年間で登録業者が受注した工事はのべ9713件、15億3千万円にも上っています。今回3年毎の更新を迎えますが、過去にも更新時期には登録業者が減少してしまいました。民商と安佐南北連絡会では、引き続き制度の活用増を求める行政懇談を強めるとともに、制度を形骸化させない

※1・2月に非課税世帯に届いた『臨時特別給付金』をもらった方は申請できません。（条件が違っただけで同じ給付金です）

広島市『臨時特別給付金』は11月30日まで受付

コロナ禍で令和4年が非課税相当

（1〜9月のいずれかの所得が目安以下）となる見込みの世帯

【支給金額】1世帯当たり10万円  
 【申請期限】令和4年11月30日  
 【支給対象となる世帯】新型コロナの影響を受けて、収入が減少し、※1、※2の基準に該当する世帯。

【申請に当たっての注意事項】世帯の全員が「住民税が課されているものの扶養親族等」に該当する場合は支給対象外です。

※1 事業収入や不動産収入の方は、

- 令和4年1〜9月のうち、一番所得（収入－経費）が少ない月の所得額 = 円...①
- 年間の見込み額 = ① × 12か月 = 円...②
- 世帯内の家族構成と②の金額で、下表の所得額の目安以下に該当する世帯が申請できます。

※年金や給与など他の収入がある方は、計算方法はそれぞれ違いますので、ご相談ください。

※2 広島市での、非課税相当限度額の目安（早見表）

家族構成例	事業所得
単身 又は 扶養親族がいない場合	45.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	101.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	136.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	171.0万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

ためにも登録者を増やす呼びかけを強めます。登録で受注が保証されるものではありませんが、登録者がいなければ制度存続も危うくな

ります。現在登録されている方は、引き続きの登録をお願いします。登録をお休みにしている方や、まだ登録したことがない方は、

民商と一緒に登録作業ができますので、この機会に一緒に登録しましょう。

【陶山記】

融資、多重債務・サラ金、滞納のご相談は

**『陽気な道場』へ**

毎週木曜日 夜7時から

法人の会員さんも一緒に税金学習を

**『法人学習会』**

毎月第4火曜日 昼1時30分と夜7時

『税務調査の対策会議』は随時開催します!!